平成２２年（フ）第５９３号
東京都千代田区神田佐久間町１丁目24番地
破産者　有限会社アミジックス
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５９５号
埼玉県越谷市七左町１丁目355番地５
破産者　塚本　一久
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６０９号
千葉県銚子市中央町17番地10
破産者　株式会社ハルスズキアンドアソシエイツ
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１０号
千葉県銚子市中央町17番地10
破産者　有限会社ハルスズキ
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１１号
千葉県銚子市陣屋町１番地の１
破産者　有限会社鈴木洋装店
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１２号
千葉県銚子市海鹿島町5313番地の１
破産者　鈴木　英世
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１３号
千葉県銚子市海鹿島町5313番地の１
破産者　鈴木　貴子
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６４号
千葉県市原市五井中央西２丁目12番地５
破産者　有限会社盛総業
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６５号
千葉県市原市五井東１―13―６　ビュープラザ202大崎方、開始決定時の住所千葉県市原市藤井１丁目137番地３
破産者　鈴木　盛之
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９５３号
東京都東村山市富士見町１丁目２番地63富士見台団地７―403、破産開始決定時の住所東京都小平市小川西町３丁目18番７号
破産者　宮崎　　彰
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９５５号
東京都東村山市富士見町１丁目２番地63富士見台団地７―403、破産開始決定時の住所東京都小平市小川西町３丁目18番７号
破産者　宮崎　清子
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０３号
富山市五福834番地の45
破産者　有限会社板倉商店
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第３４２号
金沢市三馬１丁目378番地
破産者　ミツワ建設株式会社
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第９１号
福井県坂井市三国町黒目22字下本割50番地19
破産者　株式会社エコクリエイト
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第２２８号
長野県北安曇郡松川村5744番地４
破産者　松川ショッピングセンター協同組合
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５７６号
静岡市駿河区登呂６丁目13番53号
破産者　有限会社鈴興産業
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９２９号
名古屋市北区光音寺町４丁目32番地
破産者　有限会社スペースアート
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１８３号
愛知県春日井市御幸町２丁目２番地
破産者　三洋冷房株式会社
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２７号
名古屋市守山区小幡中１丁目１番３号
破産者　ライズ環境開発株式会社
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２３号
愛知県海部郡蟹江町城２丁目392番地、登記簿上の所在地愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字レノ割59番地３
破産者　有限会社ミネセラム
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６２２号
名古屋市中村区名駅４丁目４番12号
破産者　株式会社毎日アートコレクション
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２８号
神戸市須磨区妙法寺字大門795番地の１、従前の住所神戸市中央区布引町２丁目２番７―701号
破産者　アゲインコーポレーションこと　北　憲一
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部